

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月28日
【会社名】	ANAホールディングス株式会社 (旧会社名 全日本空輸株式会社)
【英訳名】	ANA HOLDINGS INC. (旧英訳名 ALL NIPPON AIRWAYS CO.,LTD.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊東 信一郎
【最高財務責任者の役職氏名】	専務取締役執行役員 殿元 清司
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目5番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注) 平成24年6月19日開催の第67回定時株主総会の決議により、平成25年4月1日から会社名を上記のとおり変更している。

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長伊東信一郎及び当社最高財務責任者専務取締役執行役員殿元清司は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有している。

当社は、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の基準として企業会計審議会から公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は事業年度末日である平成25年3月31日を基準日として、内部統制の評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価に際しては、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

財務報告に係る内部統制の評価に際しては、連結ベースでの全社的な内部統制の整備及び運用状況の評価を行い、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす可能性の高いプロセスを選定し、当該プロセスならびに当該業務プロセスに係るITを利用した内部統制において、基本的要素が機能しているか評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲とした。

当該評価範囲を決定した手順、方法等としては財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価範囲を決定した。その後、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。重要な事業拠点を選定する際は、各事業拠点の前連結会計年度の売上高の金額が高い拠点から合算をしていき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している当社1社を重要な事業拠点とした。

当該重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。更に、当社以外の事業拠点を含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積もりや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい特定の業務プロセスとして個別に評価対象とした。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、平成25年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断する。

4【付記事項】

付記すべき事項はない。

5【特記事項】

特記すべき事項はない。